資料３

第２次木津川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について（案）

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画とは、一般廃棄物（ごみ）の適正な処理を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、市町村が策定する計画であり、本市の一般廃棄物処理に係る基本的な考え方や方向性について定めるもので、現行計画は平成 22 年 11 月に策定しています。

現行計画は、令和 7 年度当初を計画目標年次としていることから、令和 6 年度中に次期計画の策定が必要となります。

計画の内容：市町村の区域内のごみの処理に関する以下の項目について定めます。

- ごみの発生量及び処理量の見込み
- ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
- 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
- ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ごみの処理施設の整備に関する事項
- その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

策定方法：廃棄物減量等推進審議会に諮問・パブリックコメントを経て策定
※策定事務支援について業者委託（予算計上予定額：4,510,000 円）

現行計画との主な変更点：①平成 25 年 1 月に策定した「木津川市ごみ減量化推進計画（もったいないプラン）」について、令和 7 年度当初を計画目標年次としていることから、一体策定を行う。
②「食品ロスの削減の推進に関する法律」に規定する「市町村食品ロス削減推進計画」について関係計画の中に位置づけることも可能であることから、一体策定を行う。